

第1節 非常参集職員の活動

全部署

町内に地震が発生した場合、町は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施する。

具体的な計画については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備基準は次のとおりとする。

配備区分	警 戒 配 備		非 常 配 備 (災害警戒本部)	緊 急 配 備 (災害対策本部)
	第 一 次	第 二 次		
配備時期	◎震度3及び震度4の地震が発生したとき。 ○災害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。	◎第一次警戒配備の状況下で町長が必要と認めたとき。	◎震度5弱及び5強の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。	◎大規模な災害が発生した場合、町内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。 ◎震度6弱以上の地震が発生したとき。
配備内容	事態に対処するため、情報収集、伝達を行う。	各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行い得る体制とする。	災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、応急対策の準備を整える。 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、応急対策が円滑に実施できる体制とする。	広域的又は大規模災害に対処する体制で、町の組織及び機能のすべてを上げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 事態の推移により必要な人員による体制を構築する。
配備期間	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・総務課長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・町長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・町長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・町長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

地震災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な計画については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、長野地方気象台が発表・伝達する地震情報は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

イ 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

ウ 地震情報等の住民への伝達

町内で震度4以上の地震が発生したときには、防災行政無線等により、気象庁及び長野地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、町の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

(2) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(3) 地震情報

地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。

震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域・市町村で、震度を入手していない場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

節	節 名	風水害対策編 参 照 ペ ー ジ	各 節 の 使 用 方 法
第3節	広域相互応援活動	239	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第4節	ヘリコプターの運用計画	243	
第5節	自衛隊の災害派遣	247	
第6節	救助・救急・医療活動	261	
第7節	消防活動	263	
第8節	水防活動	265	
第9節	要配慮者に対する応急活動	268	
第10節	緊急輸送活動	270	
第11節	障害物の処理活動	273	
第12節	避難受入及び情報提供活動	275	
第13節	孤立地域対策活動	291	
第14節	食料品等の調達供給活動	293	
第15節	飲料水の調達供給活動	295	
第16節	生活必需品の調達供給活動	296	
第17節	保健衛生、感染症予防活動	297	
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	299	
第19節	廃棄物の処理活動	301	
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	303	
第21節	危険物施設等応急活動	304	
第22節	上水道施設応急活動	321	
第23節	下水道施設等応急活動	322	
第24節	通信施設応急活動	323	
第25節	災害広報活動	324	
第26節	土砂災害等応急活動	327	

第27節 建築物災害応急活動

総務課 建設課 教育委員会

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (2) 庁舎、社会福祉施設、医療機関、町営住宅、町立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により、県に対して応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 被害状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置を講ずる。
- (2) 災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

〔建築物の所有者等〕

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財

- (1) 町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

節	節 名	風水害対策編 参 照 ペ ー ジ	各 節 の 使 用 方 法
第28節	道路及び橋りょう応急活動	329	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に
第29節	河川施設等応急活動	330	●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

第30節 二次災害防止活動

総務課 建設課 産業振興課

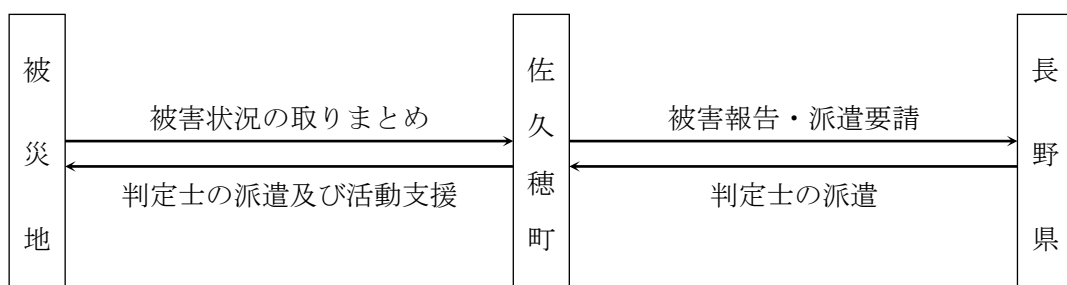
地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 余震等による道路・橋りょう等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り交通規制や迂回道路の選定等を行う。
- (2) 二次災害を防止し、かつ、他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋りょうの応急復旧活動を速やかに実施する。

2 建築物に係る二次災害防止対策

- (1) 建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備の上、県住宅部を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。
 - ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
 - イ 被災地域への派遣手段の確保及び案内
 - ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



- (3) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障

となる空家等の全部又は一部の除却等の措置をとる。

3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア 危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害時における連絡

危険物施設において、災害時における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害防止活動については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

4 河川施設の二次災害防止対策

(1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(2) 災害防止のため、応急工事を実施する。

(3) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(4) 必要に応じて、水防活動を実施する。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第31節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林水産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物・森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のため倒壊した立木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農水産物災害応急対策

- (1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

〔住 民〕

- (1) 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。
- (2) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

〔住 民〕

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

節	節 名	風水害対策編 参 照 ペ ー ジ	各 節 の 使 用 方 法
第32節	文教活動	334	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第33節	飼養動物の保護対策	338	
第34節	ボランティアの受入れ体制	339	
第35節	義援物資及び義援金の受入れ体制	341	
第36節	災害救助法の適用	342	
第37節	観光地の災害応急対策	347	